

# 東庄町人事行政の運営等の状況の公表

町民の皆さんに町の人事行政の運営等を理解していただくため、「東庄町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、町の職員の任免および給与などの状況を公表します。

## 1. 職員の任免および職員の数の状況

### (1) 令和6年度に採用・退職した職員の状況

	採用者数(人)	退職者数(人)
町長部局等	10	11
教育委員会	4	5
公営企業等	5	2
計	19	18

(注)町長部局等には、町長部局・議会事務局・農業委員会事務局を含みます。再任用職員は除きます。

### (2) 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数(人)		増減数(人)
		令和6年	令和7年	
普通会計	一般行政部門	99	92	△ 7
	教育部門	24	25	1
公営企業等 会計	病院事業	53	54	1
	水道事業	4	4	-
	国保・介護・訪問看護等	17	19	2
合 計		197	194	△ 3

(注)町から給与を支給される常勤の職員で、一般職に属する者。

### (3) 一般行政職の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、主事補	9人	8.9%
2 級	主任主事、主事	17人	16.8%
3 級	副主査、主任主事、担当参与	24人	23.8%
4 級	主査	13人	12.9%
5 級	係長、次長	15人	14.9%
6 級	課長補佐、次長	12人	11.9%
7 級	課長、主幹	11人	10.9%

(注)1 東庄町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

3 級別構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、これらの合計が100.0%にならない場合があります。

4 一般行政職の区分は給与実態調査による職種区分です。

## 2. 職員の給与の状況

### (1) 普通会計決算の人事費の状況

(単位:人、千円)

区分	住民基本台帳 人口(各年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人事費 (B)	人事費率 (B/A)
令和5年度	12,794	6,928,337	493,183	1,001,853	14.5%
令和6年度	12,513	6,793,348	436,313	1,088,282	16.0%

(注) 人事費とは職員に支給された給与・退職手当・共済組合事業主負担金・公務災害補償基金負担金・特別職に支給された給与などの総額です。実質収支の額は、その団体の純余剰または純損失の額を示すものです。

### (2) 普通会計決算の給与費

(単位:人、千円)

区分	職員数(A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計(B)	
令和5年度	115	392,072	54,400	150,236	596,708	5,189
令和6年度	123	442,773	66,180	169,791	678,744	5,518

(注) 職員手当には児童手当および退職手当は含みません。

### (3) 職員の平均給与月額の状況(各年度4月1日現在)

#### ①一般行政職

(単位:歳、円)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
令和6年度	41.7	306,000	340,116
令和7年度	40.8	319,900	358,890

#### ②技能労務職

(単位:歳、円)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
令和6年度	51.9	235,000	265,699
令和7年度	52.9	243,600	273,375

#### ③教育職

(単位:歳、円)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
令和6年度	40.4	317,500	334,163
令和7年度	40.8	331,900	341,138

(注) 1 「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの

すべての諸手当の額を合計したものです。

3 内容は、地方財政状況調査、給与実態調査によるものです。

### (4) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

(単位:円)

区分		職員の初任給
一般行政職	大学卒	225,600
	高校卒	194,500
技能労務職	高校卒	185,700
	大学卒	246,900
教育職	短大卒	221,300
	大学卒	260,500
医療職	短大3年卒	257,100
	保健師	257,100
	看護師	253,100

(5)特別職の報酬などの状況(令和7年4月1日現在)

(単位:円)

区分	報酬月額等	期末手当
給料	町長	785,000
	副町長	644,000
	教育長	565,000
報酬	議長	298,000
	副議長	243,000
	議員	220,000

(6)職員の手当の状況(令和7年4月1日現在)

毎月決まって支給	扶養手当	子 1人につき 11,500円 子以外 1人につき 3,000円 16歳から22歳までの子 1人につき 5,000円 加算
	住居手当	借家の場合(家賃16,000円を超える場合のみ) 家賃に応じて28,000円を限度として支給
	通勤手当	公共機関等(電車等) 原則として定期券代を全額(6か月定期の額)支給 自家用車等 2キロ以上において距離に応じて2,500円から31,600円の間
	地域手当	給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の2を乗じて得た額
	その他	管理職手当、初任給調整手当
勤務実績に応じて支給	時間外勤務手当	正規の勤務時間外の勤務に対し、規則で定める割合を乗じた額を支給 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125 上記以外の勤務(週休日) 100分の135 (注)1 午後10時から翌日の午前5時まで(深夜)はその割合に100分の25を加算 2 月60時間を超えた時間外勤務についての支給割合は100分の150(深夜は100分の175)
	特殊勤務手当	特殊な勤務に従事したときに支給 医療職を対象とした6手当(夜間看護手当など) 訪問看護ステーションに勤務する職員を対象とした待機手当
	その他	休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当
臨時に支給	期末手当	一般職員 特別管理職員
	勤勉手当	2.50月分 2.10月分
職務上の段階、職務の級等による加算措置 有		
退職手当	(支給率)	自己都合 勧奨・定年
	勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分
	勤続25年	28.0395 月分 33.27075 月分
	勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分
	最高限度額	47.709 月分 47.709 月分
定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		

(注)町から給与を支給される常勤の職員で、一般職に属する者

### 3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1)令和7年4月1日現在の勤務時間

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	週休日
38時間45分 (8:00)	8:30 (8:00)	17:15 (16:45)	12:00～13:00	日曜日及び土曜日

(注)1 ( )内は学校給食センターの勤務時間です。

2 学校用務員、こども園教諭及び病院職員は上記以外の勤務割り振りになります。

3 水曜日の窓口業務の延長など、一部、時差出勤制度を導入しています。

#### (2)休暇制度について

##### ①令和6年度の年次休暇の取得状況

部局	平均取得日数(日)	消化率(%)
町長部局	12.4	33.6
教育委員会	12.5	34.9
議会事務局	13.4	33.5
農業委員会事務局	15.7	39.3

(注)R6.4.1～R7.3.31の全期間を在職した非現業の一般職員のうち、交代制勤務職員、当該期間の中途に採用された者、退職した者、当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員、派遣職員を除きます。

②休暇は、年次休暇のほかに療養休暇、特別休暇(結婚、忌引き等)及び介護休暇などがあります。

##### ③令和6年度の育児休業等の取得状況

	取得者数(人)			年度中に新たに取得可能となった職員(人)		
	育児休業	部分休業	育児短時間勤務	育児休業等対象者数		
				うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	うち育児短時間 勤務取得者数
男性職員	3	1		2	1	
女性職員	6	3		1	1	
計	9	4		3	2	

### 4. 職員の分限及び懲戒の状況

#### 令和6年度の分限処分及び懲戒処分の状況

分限処分(人)				懲戒処分(人)			
降任	免職	休職	降給	戒告	減給	停職	免職
		4					

(注) 「分限処分」とは、職員が職務を十分に果たし得ないことについて行う処分で、「懲戒処分」とは、職員の一定の義務違反に対する責任を問う処分です。

### 5. 職員の服務の状況

#### (1)地方公務員の規定による職務上の義務

- |                      |             |
|----------------------|-------------|
| ①法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 | ②信用失墜行為の禁止  |
| ③秘密を守る義務             | ④職務に専念する義務  |
| ⑥争議行為等の禁止            | ⑦営利企業等の従事制限 |

- |            |
|------------|
| ⑤政治的行為等の制限 |
|------------|

#### (2)営利企業等の従事許可の状況

令和6年度 申請件数 18件 承認件数 18件 事由 各種統計調査員など

## 6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(令和6年度)

職員の能力向上を図るため、香取広域市町村圏事務組合で行っている共同研修(参加者21名)及び千葉県自治研修センターで行う研修(参加者27名)に参加させています。また、千葉県教育委員会主催による研修に教育委員会職員を、千葉県農業会議主催による研修に農業委員会事務局職員を参加させています。

職員の能力や業績の評価を適正に行うための人事評価研修については、全職員を対象に実施しており、全ての職員が人事評価を受け、その結果に基づき、昇給や昇任を行っています。

このほか、より良い職場環境づくりのため、全職員を対象としたハラスメント研修(160名参加)を実施しました。

## 7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(令和6年度)

### (1) 職員の健康管理に関するもの

事業者責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、定期健康診断、生活習慣病予防検診、がん検診を実施しており、今年度は128人が受診し、1, 396, 461円の公費負担額となっています。また、職員の感染症予防により、公務の継続性を確保することを目的に、81人にインフルエンザ予防接種助成を行い、121, 500円を公費負担しました。

### (2) 職員の福利厚生に関するもの

職員の生活安定と福祉向上を図るため、健康保険や年金業務を行う千葉県市町村職員共済組合に加入しています。また、千葉県市町村職員互助会に193名分の厚生費として249, 588円を公費負担しました。

## 8. 職員採用試験の状況

令和6年度東庄町職員採用試験実施結果

(単位:人)

職種	募集人員	1次 試験日	申込者数	受験者数	1次試験 合格者数	2次試験 合格者数	採用 者数
一般行政職上級	5名	R6.7.14	11	6	2	2	1
技術職(土木)上級	3名	R6.7.14	2	2	0	0	0
一般行政職初級	若干名	R6.9.22	3	2	1	1	1
技術職(土木)初級	若干名	R6.9.22	3	3	1	1	1
保育教諭	3名	R6.9.22	5	5	3	3	3
一般行政職初級 (障害者)	1名	R6.11.3	9	9	1	0	0
一般行政職	若干名	R6.5.26	18	16	2	1	1
	若干名	R6.12.1	18	18	5	3	2
技術職(土木・社会人経験者)	若干名	R6.5.26	1	1	0	0	0
一般行政職 (育休任期付)	3名	R6.12.17	3	3	3		3
看護師	1名	R7.3.4	1	1	1		0

## 9. 千葉県市町村公平委員会の業務の状況

(令和6年度)

### (1) 勤務条件に関する措置の要求に係る事項

東庄町職員に係る案件はありませんでした。

### (2) 不利益処分についての審査請求係る事項

東庄町職員に係る案件はありませんでした。